

議案第70号

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

条例案……別記

令和3年11月29日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 会計年度任用職員の給与について、所要の見直しを行いたいため。

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（地域別最低賃金との関係）

第5条の2 前2条及び第16条の規定を適用して算出した同条において準用する交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号。以下「給与条例」という。）第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額が、大阪府の地域別最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金をいう。以下同じ。）の額を下回るときは、前2条の規定にかかわらず、当該フルタイム会計年度任用職員の給料については、当該地域別最低賃金の額を考慮して任命権者が決定するものとする。

第6条中「交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改める。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該額及び第26条第1号の規定により算出した同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額が大阪府の地域別最低賃金の額を下回るときは、当該パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該地域別最低賃金の額を考慮して任命権者が決定する額とする。

第18条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該額及び第26条第2号の規定により算出した同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額が大阪府の地域別最低賃金の額を下回るときは、当該パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該地域別最低賃金の額を考慮して任命権者が決定する額とする。

第18条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該額が大阪府の地域別最低賃金の額を下回るときは、当該パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、当該地域別最低賃金の額を考慮して任命権者が決定する

額とする。

第20条第2項中「加算した割合」の次に「とする。次項において同じ。」を加え、同条第4項中「第1項の正規の勤務時間以外の勤務時間」を「正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間」に、「その時間」を「その勤務」に改め、同条第5項中「100分の100から100分の150の範囲内で」を「第2項に規定する」に、「、100分の125」を「、その割合に100分の25を加算した割合」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第2項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第2項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第26条中「の規定により計算して得た額」を「に規定する報酬の額」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「新条例」という。)第5条の2、第6条、第18条第1項から第3項まで及び第26条の規定は、令和3年10月1日(以下「切替日」という。)から適用する。

(給与の内払)

3 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員がこの条例による改正前の交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与(交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条第1項に規定する給与をいう。以下この項において同じ。)は、新条例の規定による給与の内払とみなす。